

隨意契約理由書

件名	豊中市立東豊中こども園非常用放送設備改修緊急工事、 東豊中地域福祉活動支援センター非常用放送設備改修緊急工事、 豊中市立東豊中老人憩の家非常用放送設備改修緊急工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、豊中市立東豊中こども園、東豊中地域福祉活動支援センター、豊中市立東豊中老人憩の家に設置されている非常用放送設備（コンピューター）が故障し修理不能なため、更新を行うものです。</p> <p>当該設備は複合施設のため、消防法に基づき非常用放送設備の設置が義務付けられたものであり、これが故障しているため至急取替を行うものです。</p> <p>つきましては、当該施設を直近で工事をしており、当該設備を熟知しております、早期納入及び改修作業など早急な対応が可能である西田電気株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	